

野蒜小訴訟「学校に過失」原告側評価

東日本大震災の津波で犠牲になった宮城県東松島市

立野蒜のびる小学校の女子児童

(当時9歳)の遺族が市に損害賠償を求めた訴訟の控訴審判決で、仙台高裁(古久保正人裁判長)は27日、市に約2660万円を支払うよう命じた1審・仙台地

裁判決を支持し、市側の控訴を棄却した。

控訴審判決によると、女児は地震発生後、海岸から約1・3キ離れた学校で、担任教諭から同級生の父親に引き渡され、同約700坪の自宅に車で送り届けられた後で津波にのまれた。

判決は、女児宅への帰宅ルートの一部が浸水域内だったことを重視。女児を学校で保護するより、保護者以外に引き渡した方が安全だったとは認められないなどとして学校側の過失を認定した。一方で学校側の津波の予見性は否定した。

閉廷後、記者会見した遺族側代理人の地主康平弁護士は「(子供を)責任者以

外に引き渡してはいけなかったことを明確に示した」と評価する一方、津波の予見性を否定したことについては「警報の発令により予見できた」と不満を述べた。

控訴審では、学校の体育館に避難した女性(当時86歳)の遺族も市に賠償を求めていたが、同高裁は請求を棄却した1審判決を支持し、遺族の訴えを退けた。